

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和8年5月25日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉岡 知哉

1. 調達内容

- (1) 件名及び数量 奨学金貸与・給付業務における電話及び学校照会ツール対応に係る労働者派遣
①2026年8月3日から2026年11月30日まで
オペレータ43人、スーパーバイザー7人
②2026年12月1日から2027年2月26日まで
オペレータ32人、スーパーバイザー7人
③2027年3月1日から2027年11月30日まで
オペレータ43人、スーパーバイザー7人
④2027年12月1日から2028年2月29日まで
オペレータ32人、スーパーバイザー7人
⑤2028年3月1日から2028年7月31日まで
オペレータ43人、スーパーバイザー7人
- (2) 件名の特質等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年8月3日から令和10年7月31日まで
詳細は仕様書による。
- (4) 履行場所 東京都（新宿区内）
独立行政法人日本学生支援機構 市谷事務所
- (5) その他詳細は入札説明書による。

2. 入札参加資格

本件の一般競争入札に参加できる者は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和7・8・9年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされた「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和8年3月31日付け官報号外政府調達第58号の官報の競争参加資格の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 本機構理事長から取引停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定するところの暴力団及びその構成員、準構成員又はその関係者でないこと。
- (5) 労使協定対象派遣労働者を派遣できること。
- (6) 一般労働者派遣事業の許可を有している者であること。
- (7) プライバシーマーク（Pマーク）または実施部署でISO/IEC27001（ISMS）を取得していること。
- (8) 直近3年以内に、本業務と同様の内容及び規模のオペレータ及びS Vの派遣実績が確認できる書面を、機構が指定する期限までに提出できること。

3. 入札手続等

- (1) 担当部署 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
独立行政法人日本学生支援機構 財務部 経理課 契約係 電話 03-6743-6022
- (2) 入札説明書等の配付方法
本公告の日から令和8年6月8日（月）までに、本機構ホームページからダウンロードすること。
ダウンロードにはパスワードが必要なため、令和8年6月8日（月）午後5時までに、以下のとおり keiri-k@jasso.go.jp へ依頼すること。
① 電子メールの件名は「パスワード交付依頼（奨学金貸与・給付業務における電話及び学校照会ツ

ル対応に係る労働者派遣）」とすること。

- ② 電子メール本文に、会社名、全省庁統一資格の業者コード、担当部署、担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載すること。
- (3) 事前提出書類の提出期限及び場所
令和8年6月12日（金）午後5時 本機構市谷事務所経理課契約係
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和8年6月23日（火）午後3時 本機構市谷事務所内 入札室

4. 入札方法

入札金額は総価を記入し、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。但し、落札者が契約を結ばない場合には、落札価格の5%に相当する違約金を支払わなければならない。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者の入札、提出を要する書類に事実と異なる記載をした者による入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法
本機構の予定価格の範囲内で、最低の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本機構契約事務取扱細則第16条に該当する場合は、落札者となるべき者の入札価格が不当廉価等により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、直ちに契約の相手方としないことがある。
落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定することとする。
- (6) 本機構は独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象となっているため、提出された入札書等は本機構の保有する法人文書として開示されることがあるので予め承知の上、入札に参加すること。
また、本機構が競争入札に付する案件の入札・落札情報については、本機構の契約事務取扱細則に基づきホームページ等で開示を行うので、予め承知の上入札に参加すること。
上記（6）のほかに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、機構と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなっている。これに基づき、機構との関係に係る情報についてはホームページ等で公表を行うため、該当がある場合は、契約締結時に下記URLの様式を提出すること。
https://www.jasso.go.jp/about/procurement/nyusatsu_buppin/_icsFiles/afieldfile/2023/08/10/jyoho_kouhyou.pdf
- (7) なお、当該案件への応募又は契約の締結をもって所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意したものとみなすこととする。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3.（1）に同じ
- (9) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上